

土木学会四国支部賞選考委員会細則

平成20年5月16日 制定

平成20年11月14日 一部改正

平成21年5月15日 一部改正

(細則)

1. 土木学会四国支部賞表彰規定(改定案)に基づき、四国支部賞の表彰候補者の選考に関する基本的な事項について定めたものである。

(委員会の構成)

2. 四国支部賞選考委員会(以下「選考委員会」という)の委員は、別表-1に定める各職域を代表する支部所属の正会員により構成し、原則として17名程度とする。
3. 選考委員会には委員長、副委員長をおき、委員長は支部長が、副委員長および委員は委員長がそれぞれ指名するものとする。
4. 委員の任期は1年とし、再選は妨げない。

(委員会の定足数および議決)

5. 選考委員会は、委員現在数の過半数をもって成立する。ただし、代理出席または書面により意思表示をした者は出席者とみなす。
6. 議事は、出席者の過半数で決する。

(公募、選考)

7. 表彰候補者の公募、選考は、選考委員会により行う。

(審査員)

8. 技術功労賞を除く各賞の審査は審査員が行う。
9. 選考委員会は、応募された推薦書1件に当たり原則3名の審査員を選び、審査を委嘱する。また、必要な場合に備えて、追加の審査委員候補者を2名程度選考しておく。さらに、選考委員の中から各1名を責任者として選出する。
10. 審査員の氏名・役職等は非公開とする。
11. 当該候補業績の関係者を審査員として委嘱できない。
12. 審査の委嘱を何らかの理由で受けられない場合には、委嘱通知を受け取ってから10日以内に、辞退の申し出を行うものとする。

(推薦書の審査)

13. 審査員は、委嘱された推薦書を審査の上、その結果を審査報告書に記入して、所定の期日までに選考委員会に提出するものとする。

(受賞候補の選出と報告)

14. 技術功労賞以外の各賞については、選考委員会は、審査報告書をもとに、受賞候補を選出する。
15. 技術功労賞の審査は、選考委員会が行う。
16. 委員長は、受賞候補の選出結果を商議員会に報告する。

(事務局)

17. 選考委員会の担当事務局は、(社)土木学会四国支部事務局とする。

(附則)

- この細則は、平成 20 年 5 月 16 日から実施する。
- この細則は、平成 20 年 11 月 14 日に改正し実施する。
- この細則は、平成 21 年 5 月 15 日に改正し実施する。

(補足事項)

○審査員による候補者の採点方法

各賞の評価項目において、その採点方法の基準を以下の通りとする。

- 20点・・・是非とも表彰すべきである。
- 15点・・・表彰したい。
- 10点・・・表彰してもよい。
- 5点・・・表彰に値しない。
- 0点・・・表彰すべきでない。

○選考委員責任者の役割

- ・審査員の評価結果を取りまとめる。取りまとめとは結果を過不足なく委員会に報告するために審査用報告書の記載内容を整理することで、審査員の審査結果に判断を加えてはならない。
- ・応募書類の内容や専門性から審査員の妥当性を確認する。
- ・審査の上で不測の事態（審査員の辞退など）においても審査が公正に行われるよう、正副委員長と協議し適切に処置する。

別表－1 四国支部賞選考委員会の委員構成

職域	団体名	委員人数
学 界 (各分野)	徳島大学 香川大学 愛媛大学 高知工科大学 阿南工業高等専門学校 高松工業高等専門学校 高知工業高等専門学校	7名
行政機関	国土交通省四国地方整備局 徳島県 香川県 愛媛県 高知県	5名
民 間	(社)建設コンサルタンツ協会 四国支部 (社)日本土木工業協会 四国支部 西日本高速道路(株) 四国支社 四国建設業協会連合会 四国電力(株)	5名
合 計		17名